

第2回千代田区特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成30年7月24日（火）午後2時00分～

場 所：千代田区役所8階 第2委員会室

出席者：（委 員）8名（定数11名 欠席3名：笠井委員、小林委員、吉田委員）
（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
上村会長	それでは、定刻となりました。本日は小林委員、吉田委員が所用のためご欠席ということで、笠井委員がちょっと遅れていらっしゃるのか、ご欠席なのかわからないんですけども、始めさせていただきたいと思います。 審議を始めます前に、前回欠席をされた朝日委員から、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。朝日委員、よろしくお願いします。
朝日委員	首都大学東京の朝日と申します。よろしくお願いいたします。 前は、1回目から欠席になりまして、大変申し訳ありませんでした。専門は行政評価とか経済学での評価なんですけれども、また、ちょっと議事録を拝見したりしていて、なかなか難しい話題の委員会なんだなということは感じております。どうぞよろしくお願いいたします。
上村会長	はい。ありがとうございます。 朝日委員には、会長の職務代理者をお願いしたいということで、朝日委員、よろしくお願いいたします。
朝日委員	はい。よろしくお願いします。
上村会長	それでは、早速よろしいでしょうか。事務局より前回議事記録が皆様に送られているかと思いますが、ご確認はいただけましたでしょうか。訂正などこの段階でしたほうが良いという方がいらっしゃいましたら、お申し出をいただけますとありがたいんですが。よろしいですか。 （「なし」の声あり）
上村会長	はい。それでは、確定ということで進めさせていただきたいと思います。 それでは、前回の審議会では追加資料の要求を幾つかさせていただいたかと思いますが、用意をしていただきましたということで、資料が幾つかお手元に行っているかと思いますが、まずは資料について事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

総務課長	総務課長の古田でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、事務局から、本日配付しております資料のご説明をさせていただきます。 まずは、お配りしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。 本日の配付資料につきましては、資料１から資料７でございます。資料の右肩に番号が振っております。お手元におそろいでしょうか。漏れがある方いらっしゃればお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。 それでは、順番に資料１からご説明をさせていただきます。 資料１につきましては、前回、平成25年から27年度の特別職報酬等審議会の経緯についてでございます。 先月の第１回審議会において、資料のご要望をいただきました平成25年から27年度にかけて開催されました前回の審議会の審議経緯及び答申後の経過についてまとめたものでございます。 矢印の流れに沿って、上から順にご説明をさせていただきます。 前回の審議会は、平成25年12月17日に設置をされまして、第１回審議会が開催されました。報酬額の定め方について抜本的な議論をするということで、前々回の審議会が終了した平成24年10月からあまり期間をあけずに開催をしたものでございます。明けて平成26年２月に第２回の審議会を開催いたしまして、ここで報酬を決めるに当たりまして、特に議員の活動内容、活動状況がわかりにくいというお話がございまして、活動状況について把握するために、審議会としては議員に対してアンケート調査やヒアリングを行いたいというようなお話になりまして、区議会側に申し入れを行いました、なかなか実施に至らなかったという経緯がございます。 先月の第１回審議会におきまして、皆様から議員の活動状況が非常にわかりにくいという同じようなご意見をいただきました。事務局としても、議員活動状況について何か資料をご用意できないかと検討はさせていただいたんですけれども、委員の皆様にも明快にお示しできる資料を準備することが非常に難しく、場合によっては誤解を招きかねない資料となってしまうというような懸念もございましたので、今回のご用意は見送らせていただいている状況でございます。 続きまして、平成27年３月３日、千代田区特別職報酬等審議会条例の一部改正がされました。こちらは新教育長制度移行に伴いまして、審議対象として新たに教育長を加えるということと、給料についての総合的な検討を進めるために、それまでは審議の対象ではなかった期末手当であるとか退職手当、さらに議員につきましては政務活動費についても審
------	--

議の対象としたものでございます。また、審議会の定数も10名から12名に拡充をしております。この条例改正を踏まえまして、平成27年5月13日の第6回審議会では、教育長の給与や議員の政務活動費など、審議対象が拡大したことに伴いまして、教育行政に精通した方と区議会の活動に精通した方の2名の委員の追加をしているというものでございます。

そこから議論を重ねていただきまして、平成27年12月24日、第12回審議会で答申を出していただきました。答申の主な内容につきましては①から④の4点でございます。

①として、職務と責任という視点から部長職を「100」という指数基準で示しまして、部長職に対する各職の責任と仕事を比較検証して各職の報酬額を定めるという考え方を示していただきました。

②のところは、この①の考え方をういた報酬等の額の適否ですね。区長、副区長、教育長は減少、議員は増加というような答申をいただいております。

③の政務活動費の10万円削減ということもあわせて答申をいただいております。

④で議員の期末手当を区長と同等に引き下げるということで、引き下げ幅としましては3.65月を3.25月と0.4月分引き下げるということで、区長等が3.25月ということ、そろえるというような答申をいただいております。

この答申をいただいたものの、特に政務活動費部分の改定につきまして議会との調整が難航しまして、区としては政務活動費交付額等審査会というものが平成27年12月17日に区議会側の審査会として発足されたんですけれども、この答申など、区議会側の検討結果を待つというような状況となりました。

ページをめくって裏面のほうですけれども、その後、平成28年第1回定例区議会におきまして、議員提出議案により条例改正が提案されまして、平成28年3月16日に可決ということで、政務活動費については、報酬等審議会の審議の対象外ということになりました。

その後、平成30年3月22日には、政務活動費の使途基準について見直しがなされまして、千代田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正が行われまして、平成30年4月1日より施行されております。

この間、議員提出議案により条例改正がなされまして、政務活動費については報酬等審議会の審議対象外となり、また政務活動費の交付に関する条例についても区議会側で改正を行うなど、この一連の区議会の動きからしまして、区としては平成27年12月にいただいた答申を適用することは難しいという判断をいたしました。

このような経緯経過を踏まえまして、平成30年6月11日、新たに審議会を設置しまして、3年に一度の答申をいただくということで、現在、

	皆様にご審議をお願いしているという状況でございます。 以上、資料１のご説明でございました。 続きまして、資料２、千代田区長給料額と主な指標ということで、人事委員会勧告・消費者物価指数・名目賃金指数の推移でございます。
上村会長	すみません。資料１の確認、何かここでご質問というのがあったら、ちょっと……
総務課長	ああ、なるほど。１つずつということですね。
上村会長	させていただいてということでもよろしいですかね。これに関しては、27年の12月の24日に出した答申が行われなかった経緯に関して、区長が来てご説明はしてくださったけれども、紙に書いたものでもう一度確認をしたほうが明確に理解ができるという前回の要望でお出しいただいたということですが、よろしいでしょうか。前はこういう流れでございましたということが、文字として資料で提示をさせていただきました。よろしいでしょうか。
及川委員	すみません。この政務活動費なんですけど、結局10万円の――対象外で、細かく言う必要はないんですけども、10万円削減ということで、結果的に言うと区議会側の結論というか、結果はどうなったんですか。
総務課長	結果としては、政務活動費の額の変更は行われておりませんで、使い方について、より厳格な使い方をしましょうというような見直しがされているという状況でございます。額については、特段変更はございません。
及川委員	参考までに、政務活動費って、総額でどのくらいなんですか。
総務課長	月額は一人当たり15万円ということで、そうですね、掛ける12カ月という形になります。
上村会長	今回はこういう条例の一部改正があり、政務活動費については今後審議対象外となったということでございますので、そこに関してはもうそういうことで進めさせていただくということを、前回、ここで一応記録を確認することで、その方向で議論させていただきますということでございました。 それでは、資料２のほうに移ってご説明をお願いしたいと思います。

総務課長	はい。それでは資料 2 のご説明に入りたいと思います。 こちらの資料につきましては、先月の第 1 回審議会にお示しはしていましたが、民間賃金の推移があったほうがわかりやすいのではないかというご意見もいただきましたので、名目賃金指数のデータを追加してございます。また、平成 23 年以前についてはどのような推移だったかというご質問もいただきましたので、あわせてより長期間の推移が把握できるよう平成 20 から 29 年まで掲載させていただいているものでございます。 前回の資料では平成 23 年を 100 としておりましたが、訂正させていただきまして、千代田区で最後に報酬が改定された平成 24 年を 100 で示して、それに対してどのような推移となっているかということをグラフにしております。 資料は、続けてしまっていていいですか。
上村会長	続けて、資料 3 のほうを。
総務課長	続きまして、資料 3 - 1 の①から 3 - 8 まで、23 区特別職報酬等年収一覧、平成 30 年 6 月 1 日版でございます。こちらの資料は前回の第 1 回審議会においても平成 29 年 7 月 1 日版をお配りしておるんですけども、その最新版ということで改めてお配りするものでございます。 資料 3 - 1 の①が条例本則における区長の年収を 23 区一覧にしてございます。表の上部に①給料とありまして、こちらと右側にある②期末手当を足し合わせ、① + ②合計となっております、参考までに 23 区の順位を記載をしておるといふものでございます。 3 - 1 の①が条例本則のもので、1 枚おめくりいただきまして、3 - 1 の②が特例条例等による減額後の一覧となっております。区長以下議員までの報酬をそれぞれのページで付しております。 なお、条例本則及び特例条例につきましては、後ほど資料 4 にて改めてご説明をさせていただきますが、平成 30 年 6 月 1 日現在、特例条例による減額を実施しているのは千代田区の区長、副区長、教育長のみとなっております。 それでは、その資料 4 に移ります。 資料 4 は、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例でございます。 これまでの資料説明の中でたびたび条例本則、また特例条例による減額という言葉が出てきておりますが、その説明をここでさせていただきたいと存じます。 この資料 4 の条例では、区長と副区長に本来支払われる給料額が規定されております。四角の枠で囲まれている第 2 条をご覧くださいと思います。

「区長等の給料の額は、次のとおりとする」とございまして、区長は月額128万円、副区長は102万2,000円となつてございます。この金額が本来条例本則として支払われるものでございます。皆様にご審議いただく部分がこの部分ということでございます。

第3条から第5条は旅費や給与等の支給方法についてでございますので省略させていただきます、第6条をご覧くださいませでしょうか。四角の枠で囲まれている部分が期末手当の額についての規定でございます。3月には100分の50、6月には100分の135、12月には100分の140を乗じて期末手当が計算されるとありまして、合計すると100分の325、つまり3.25月分ということになります。この3.25月分という数字につきましても、期末手当の額として皆様にご審議いただくものでございます。

次に、資料5ですね。千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例をご覧くださいませでしょうか。こちらの条例では教育長の給料額を定めておりまして、先ほどと同様、四角の枠で囲まれている部分、第2条のところに、教育長の給料額は、月額89万5,000円と定められております。この金額が条例本則として支払われる金額でございまして、皆様にご審議いただくものでございます。

同じように第6条をご覧くださいませでしょうか。こちらにも区長、副区長同様に期末手当について定められておりまして、合計しますと100分の325ということで3.25月分ということで、この部分も皆様にご審議をお願いしている部分でございます。

一方で資料6をご覧くださいませでしょうか。千代田区長等の給与の特例に関する条例でございます。こちらの条例第1条を読み上げますと、千代田区長、副区長及び教育委員会教育長の平成29年3月から平成33年2月までの間における給与の月額、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例第2条及び千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例第2条の規定にかかわらず、区長にあつては122万9,000円、副区長にあつては98万2,000円、教育委員会教育長にあつては85万9,000円とするとございまして。先ほど資料4及び資料5で区長、副区長、教育長の条例上本来支払われる金額というのをご案内させていただきましたが、実際にはこの資料6の給与の特例に関する条例第1条のこの下線部分の金額が特例として、現在、実際に支払われている給料額ということでございます。

この意味合いとしましては、トップ自らが自主的に行財政改革の姿勢を示すということで実施されているというふうにご理解いただければと存じます。

第2条には、期末手当及び退職手当の算出は、特例条例の額ではなく、条例本則の金額で行うようにと定められてございます。つまり期末手当及び退職手当の支給には、この特例条例の下線部分の金額は使わな

	くて、本則のほうを使うということでございます。 続いて、資料7、新教育長制度の概要でございます。
上村会長	すみません。資料6まででちょっと区切らせていただいてもよろしいですか。 今のご説明のところで、私どもが議論をする対象のところ、給与の額、期末手当などについて審議をするんですが、ただ特例がありますと。区長と副区長と教育長、3名の方に関しては政治姿勢として、特例によって金額がこういう形で決められていて、で、たしか第1条のところで、今の資料6ですね、特例に関する条例のところで、千代田区長、副区長及び教育委員会教育長の、これは平成29年3月から平成33年2月までという時限を決めたものになっていて、ほかの区でもそういう時限を決めて、区長さん、副区長さんの特例、金額を決めたところもあったけれども、今はそういうことはやらなくなっていて、で、こういう特例で、区長、副区長、教育長のこういう決め方をする。まあ、トップの姿勢ですよ。は千代田区だけということになっているという、そういう理解でよろしいでしょうか。
総務課長	はい。会長のご指摘のとおりでございます。
上村会長	ですので、私たちは議論をしてこういうことでどうでしょうかということはいいますけれども、別に特例がトップの3人の方に関してはありますということは知っておいていただいて、でもそれとは別として私たちの議論はございますということでご理解をいただければ、よろしいでしょうか。 ここまでで、特に何かご質問していただくことはございますか。
及川委員	審議の対象は、そうすると128万円ということなんですね。
上村会長	そうです。
及川委員	つまり、特例の金額ではなくて。
上村会長	そうです、そうです。
及川委員	そういうことですよね。
上村会長	そうです、そうです。

及川委員	何となく審議しようがないような気もするけど、減額しているということに対して。
上村会長	こちらとしては、審議の対象で、この金額でいかがですかとお出しをすると。ただ、政治姿勢として、ほかの区でも財政の厳しかった時期に特例でトップが政治姿勢を示したところもあったけれども、それは、今、ほかの区ではやらなくなっていますよというだけの話だと思います。
朝日委員	政治姿勢としてということなんですが、29年から33年までというところがあったんですけど、財政と何か関係があるんですか。政治姿勢ということなのであれかもしれないんですけども、その動機みたいなものは、特定というのは難しいかもしれないんですが、財政的な観点でいうことは、ここでの議論にも関係するかもしれないんですけど、そういう意図はこの29年3月からという時点で何かあったんでしょうか。
番委員	その前からですよ。
朝日委員	前から、ずっと継続で。
番委員	そうですね。一番下の附則がありますよね。それを見れば、ずっとつながっているんです。
総務課長	特例条例としましては古くから行われてはいるんですけども、基本的には区長の政治姿勢という、トップの政治姿勢ということもございしますので、任期の期間を一応決めております。で、それが延びていることにあわせて、その都度それを延長しているというような状況で現在に至るという状況でございます。ですので、任期中はこの答申の結果いかににかかわらず、この額をそのままにする可能性もありますし、新たな答申をいただいたので、この際ということもありますし、そこはその時点でのまたトップの判断ということはあるかと思えますけれども、そこはそういうものとして受け止めをいただければというふうに思います。
上村会長	はい。よろしいですか。
政策経営部長	ちょっと補足をさせていただきます。
上村会長	お願いします。

政策経営部長	先ほどの及川委員のお話にありましたけれども、ここの場でご審議をいただきまして答申をいただくと。それに基づいて条例改正をするしないというのは、まず区長として判断をすると。ワンクッション、そこあります。で、その際に、今まではその答申を基本的には尊重させていただいて、条例本則、この四角囲みで書いております資料４あるいは資料５のような条例改正をさせていただいております。したがって、その答申は意味がないということではなくて、答申を、逆に言いますと、基本的には尊重させていただいて、そのとおりの条例改正をさせていただいていると、ワンクッション、まず、それをする。それはするんですけれども、わかりにくいんですが、この資料６という特例条例が生きているうちは、ここは時限条例でございますので、第１条にありますように、資料６、29年３月から33年の２月までは条例本則がどういう形で変わろうとも、この特例条例のほう为上書きをする形で、実際に支払われる給料月額というのは、この資料６の特例条例に基づいた額になりますよということです。 そして、先ほど朝日委員のほうからお話がありましたけど、その判断、特例条例を定めたときの判断、その要素として財政事情というものがあつたかどうかということになりますと、先ほど番先生のほうからありましたけれども、ずっと引き続いてこの額ということをやっておりますので、特段、29年３月、今期の区長の任期と合わせた形でこの特例条例を延長して定めているわけなんですけれども、そのときに、財政状況が非常に厳しいのでトップとして自ら身を削りましたよということではございません。財政状況といたしましても、そこまでトップが身を削らなければもうにっちもさっちもいかないということとは、決してそういう状況ではないということは補足をさせていただきたいと思います。あくまでも任期の中で判断をしたということでございます。ただ、何というんですか、実際にもらう額は特例条例、資料６だけれども、答申は基本的に尊重させていただいておりますので、このまま任期が終われば自動的にこの時限条例というのは消滅をしますので、本則のほうの条例が適用されると、特例条例をさらにかけない限りはと。こういう仕組みになっております。
廣瀬委員	では、33年２月までは生きているということですね。
政策経営部長	さようでございます。
廣瀬委員	そういう意味ですね。
政策経営部長	さようでございます。

上村会長	なかなか難しいですが、大体流れとしてはよろしいでしょうか。
政策経営部長	ごめんなさい。もう一点だけ補足です。 ただし――ただし、前回のお話と、本日、古田のほうで申し上げましたけれども、資料１でご説明いたしましたけど、３年前の今回のこの審議会で答申をいただいたものに関してだけは、千代田区の歴史上は、そのご答申どおりにこの資料４、資料５の条例改正をすることがそこには至らなかったと。そういうご説明を資料１のところで経過をご説明差し上げたところです。 何で、となると、また資料１の説明になるんですけれども、ちょっと繰り返しになって恐縮ですけれども、前回の皆様方に審議をしていただいていますこの審議会の場では、抜本的に審議をしましょうと。額の定め方から審議をしましょう。こういうことで、どちらかといいますと一からご審議をいただいた。そのはるか前になりますと、番先生なんかよくご存じですけれども、会長もよくご存じですけれども、今128万円だよねと。これが物価から見たときに、あるいは23区の状況から見たときに、ほかの自治体の状況から見たときに安いの高いのという今をベースとしながら最終的にご判断をいただいていた。こういう決め方そのものも見返してみようじゃないかというのが前回の審議会でした。なので、時間もかけた。決め方も、こういうのがいいの、ああいうのがいいのというご議論をいただいた。 その中で、皆様方のご審議の中で前回出てきた１つの考え方というのが、国の、公務員の審議官クラスですか、内閣の考え方というものを参考にしながら、そこをベースとして指数でもって決めるというやり方はどうだろうかというお話がありまして、じゃあこんな感じでどうだろうあんな感じでどうだろうというご議論の中で、先ほど資料１にありました答申にも出ていました、我々一般職員の部長職というものを指数として100として、議員さんはどれぐらい、区長はどれぐらい、副区長はどれぐらい、そんなようなご議論をいただいて最終的にじゃあ金額はこうなんじゃないのという答申をいただいたということです。 加えて言いますと、そこにもう一つあったのが、給料月額だけで128万というのが区長の給料が高いの安いのを議論してもなかなかわかりにくいので、年収ベースで１年間もらえる額で比較してみたらどうだろうというお話が、これはもう大分前からございまして、じゃあ年収ベースでという話になったら、給料月額のほかにじゃあ何をもらえるのという話になりますと、ああ、期末手当というのをもらえるのね。じゃあそれを足すと幾らになるの、と。それと同時に、議員さんに関しては、これは報酬とは違うんだけれども、性質としては違うんだけれど

も、毎月政務活動費というのがありますよねと。そうすると、じゃあそれも加えてみたらどれぐらいになるのという話の中で、全部ひっくるめて年収という形で比較検討をされた。ご審議をされたということです。それは、この審議会、前の前の審議会の中からも年収ベースで議論をしなきゃわかりにくいよというお話もいただいていた。ただ、条例の中でこの審議会でご審議いただける項目というのが限られていましたので、条例改正しなければご審議いただけないという状況だったので、それができていなかったんですけど、たまたま議会のほうからも同じようなご意見をいただいて、それで、じゃあこの審議会でも年収ベースで政務活動費も含めてご審議ができるように条例改正しましょうということで、議会のほうで議決をいただいて、審議会条例を改正して全てひっくるめた形でご議論いただけるようになったので、年収ベースで政務活動費も含めてご議論をいただいていた。抜本的にご議論いただいていた。

ところが、先ほどの資料1の途中で、何で政務活動費は性質が違うのに議論しているのと。政務活動費に関しては、議会のほうとしては政務活動費の審査会という、同じように議会側が学識経験者なり、町の人なりにご意見をいただきながら政務活動費の使い方、あるいは額そのものを議論していただく場というものがあるにもかかわらず、こっちでも、また報酬等審議会の皆さんでも二重で検討するという話になったらおかしいんじゃないのということで、議会側のほうから改めて皆様方の審議会の条例改正案が提案をされまして、政務活動費については皆様のご審議の対象からは除くと。こういう条例改正が可決をされました。それがその後でされたものですから、答申はいただいたんですけども、答申をいただいた後でそういう条例改正がなされたものですから、はて、答申はいただいたものの、その中には年収ベースでご議論いただいた上での答申だったんですけども、政務活動費も含めた上でのですね。ところが議会のほうとしては、その答申じゃないよと。政務活動費に関しては自分たちでやるんだよということで、条例改正がその後でなされたものですから、このいただいた答申をどういうふうに扱うことができるんだろうということを悩みに悩んで、最終的に議会のほうは、冒頭でご説明差し上げましたとおり、政務活動費のほうですね、額は変えないけれども、使い方を見直すよという結論を出されたものですから、そうするとなかなかこの額の部分について大きく見直すというものが入った前回の皆様方の答申というものを、その前のように、この資料4あるいは資料5のように条例改正として位置付けるというのが難しいかなということで、改めて今回ご議論をいただくということになったものでございます。

ちょっと、重ねてのご説明で申し訳ございませんが。

上村会長	よろしいでしょうか。かなり丁寧に経過をご説明いただきました。これだけ審議会の場で記録もとりながら丁寧にご説明をいただくということの意義はあるかなと思いますけれども、そういう経過でございました。よろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
上村会長	ありがとうございました。番委員、よろしいですか。はい。 ということで、今回の審議をすることになった、あとそれから特例の部分に関してもご理解をいただいて議論を進めていただきたいということでございます。 そうしたら、どうしましょう、資料7のところまでご説明をいただいってからにしようかと思いますが、よろしくお願いします。
総務課長	はい。じゃあ、資料7、新「教育長」制度の概要についてご説明を差し上げたいと思います。 前回の第1回審議会で口頭で説明させていただきました新「教育長」制度についてでございますが、改めて資料をご用意いたしました。 1、改正の趣旨でございますように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成26年に改正公布されまして、新たな教育長制度が平成27年4月1日から導入されております。ただ、平成27年4月1日をもって即日実施というわけではありませんで、その時点で在任中の教育長の任期満了に伴って新制度へ移行するということになっておりました。千代田区におきましては平成29年10月19日に新教育長が就任しまして、新たな教育長制度の運用がスタートしているというところでございます。 この法改正による新「教育長」制度のポイントでございますが、2番のところの図のところはその部分なんですけども、赤い矢印の上側が旧教育長制度、矢印の下側が新「教育長」制度を表してございます。図の右上部分ご覧いただけますでしょうか。旧教育長制度では、非常勤である委員長が教育委員会の代表者及び会議の主宰者を務めるということと、常勤である教育長が具体的な事務執行の責任者であり、事務局の指揮監督という体制になっておりました。これが責任の所在がわかりにくかったというふうに指摘されておりました。これを法改正によりまして、新たな教育長に一本化することで、第一義的な責任を教育長が負うということが明確化されまして、委員長の職務についても教育長があわせ持つというような体制となりました。 また、法改正後の教育長につきましては、首長が直接議会の同意を得て任命することから、改めて教育長は常勤特別職として整理がされてお

	ります。 任期につきましては、４年から３年に変更となりまして、これは教育長の権限が大きくなることを踏まえて、教育委員の任期である４年よりも任期を短くするということで、教育委員によるチェック機能と議会の同意によるチェック機能を強化するというようなことの理由によるものでございます。 千代田区におきましては、平成29年10月19日からこのような新「教育長」制度が適用されております。 説明は以上でございます。
上村会長	はい。教育長に関しましては、古川委員、何か補足がございましたら。
古川委員	はい、補足ですね。 そうですね、新制度になる前の非常勤の教育委員長が、長として動いていた形というのは、政治的独立性を保つのにそれはそれでよかったシステムだと思うんですけども、実際問題、動いていく中で、何というか、教育長は事務方の長で、非常勤の教育委員長が表に立つということだけれども、実動の中で非常勤の委員長が常にすぐに動けるわけではない、実際問題。で、教育関係の、例えばいじめですとかの問題が起こったときに、どこに責任の所在があるのかと、いろいろ報道もされていましたが、皆さんちょっとよくわからなかった状況だと思います。なので、新制度になって、とてもスムーズに動いていくんだろうなと。よくなっていくんだろうなという感想があります。 私が任期が終わってから教育長の任期が終了して、新しい仕組みの中で私は動いていないんですけども、私個人の意見としては、教育長が、今度、長となりましたから、その職責を担っていただきたいという期待を持って、今までの給与体制とはちょっと差をつけるべきではないかな、責任を担っていただきたいという点で差をつけるべきではないかなというふうに思っております。
上村会長	ありがとうございます。現場のご様子を踏まえていただいて、新「教育長」制度についてご説明をいただきました。 ということで、資料の説明、一通り資料７までご説明をいただいたところですけども、ここで何か全体を通しての資料の補足説明が必要で すみたいなところがございましたら。
石渡委員	今のでいいですか、今ので。

上村会長	はい。
石渡委員	教育委員長と教育長が一緒になったのは、やっぱり事務方の人が受けるわけでしょう、大体。前は教育長というのが事務方だったでしょ。事務方というか、経験、まあ、部課長、部長級の人が。今回もそうなの、これ。
総務課長	そういう意味では従前の教育長が……
石渡委員	が、なるわけでしょう。
総務課長	基本的に委員長の役割をあわせ持つという、統合とはいっても、教育長側に寄せたような形ではございます。
石渡委員	そうでしょう。だから、まあ、私らから言えば、やっぱり、一般の人たちだって、ちゃんとした人をちゃんと選別してやっていただくんだから、その人たちが教育長をやったっていいんじゃないの。そうはいかないの。だって、事務方がやっていれば、やっぱり責任を2つ、全部、強力になっちゃうんだから、指導されちゃうじゃない。そうでもないの。これからの教育というのは、一般の人がやらなきゃ、例えば変わらないんだよね、多分。
総務課長	制度上は、必ずしも職員からということではないので……
石渡委員	いや、だけど、職員からじゃないの。ないけれど、だけど職員でしょと。
番委員	まあ、今日は、ここは教育行政を論じる場ではないので……
石渡委員	まあ、それはそうだけどさ。
番委員	ちょっと、あまりそうなると、ちょっと時間がかかっちゃうなと思いますね。
石渡委員	わかりました。じゃあ、まあいいですけど、僕は前からそういうふうには思っていた。
上村会長	はい。番委員、ありがとうございます。 いろいろ議論はあるところかもしれませんが、今回の議論とし

	ではそこではなくて、やはり報酬のところということでご議論をお願いしたいと思いますということで、すみません。で、進めまして、よろしいでしょうか。 具体的にそうなりますと、資料2とか資料3-1からの具体的な金額をどう議論をしていくのかというところを中心に進めさせていただくということでよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
上村会長	はい。それでは、資料2のところをもう少しご説明をいただいてもよろしい。あるいは資料の3-1辺りからもう少しご説明をいただきたいんですけれども、先ほどのように、1回、ある意味審議会の審議結果が動かなかったところがありますので、今回は平成24年からのデータで出してくださったということでしょうか。 すみません。よろしいですか。
総務課長	資料2につきまして若干補足をさせていただきますと、24年を100としております。これは先ほど申し上げたとおり、24年に答申をいただいているんですけれども、そのときの答申のタイミングとしては、24年の人事委員会勧告の状況を最終的には踏まえた形でご答申をいただいているという形になります。ですので、当時24年の人事委員会勧告では若干のマイナス勧告が出ていた関係で、それを反映した形で24年度の答申では若干のマイナスの答申をいただいております。それを25年の1月から反映させているという形ですので、25年の実際の区長の給料額というものが24年に比べて若干マイナスになっているということで、98.92という数字になっているというものでございます。で、それ以降、3年に1回の答申1回分が飛んでいるということもございまして、それ以降この額が引き続き条例本則になっているというものでございます。
上村会長	この資料には区長の給料額が出されているわけですが、グラフにした場合には、区長以外の副区長だとか議員さんなどのグラフを描いた場合には、同じような流れになるということでしょうか。
総務課長	はい。基本的には同様の率で算定をしていただいている、答申をいただいているということですので、若干の金額の丸め方によっては、若干の率で言えばコンマ幾つみたいな違いはあるにしても、傾向としては同様の傾向というところでございます。
政策経営部長	ちょっとこれも補足をさせていただきますと、人事委員会勧告って、

	資料 2 では水色の三角のマークのグラフのところでございますけれども、この意味なんですが、我々職員は、情勢適応の原則というのがありまして、労働権が制約されているかわりに、民間の企業の給与実態を毎年調べて答申を出すんですね、人事委員会が。人事委員会というところがありまして、我々であれば、特別区、23区全体で 1 つの人事委員会というのがありまして、そこで職員の給与というのは上げるべきだとか下げるべきだとか、今よりこういうふうにすべきだというような答申を毎年出します、据え置くべきだとか。それに従って私どもの給与を定めている条例を改正して給与の額が決まると、こういう仕組みになっています。 先ほど資料 4 とか 5 で見ていただきましたとおり、区長や副区長の給料の額が条例で定まっているのと同様に、私どもの職員の給与というものも同じくまた別の職員の給与に関する条例というのがありまして、そこで額がきちんと定まっています。詳細に定まっています。で、それを決めるのが人事委員会の勧告ですよということで、この人事委員会の勧告がどういうふうになっているのかというのを参考までにお示しをさせていただいていると、そういうふうにご理解いただければと思います。 ただし、この審議会で皆さんでご議論をいただく対象となっております特別職、区長、副区長、教育長、そして議員さんに関しては、この人事委員会勧告に縛られるものではございません。人事委員会が勧告を出す――国の国家公務員は人事院というのがありまして、人事院勧告と言いますけれども、人事委員会が勧告を出す対象からも外れています。したがって、前回のご審議のように、そこは別に人事委員会の勧告がどう言おうとも、区長の給料はこうだよというふうに定めていいことになっています。法令上そういうことになっています。したがって、あくまでもこの人事委員会勧告というのは、私どもの給料に対してこの年にどういうことだったかというのを、24年度を100として参考までにお示したというふうにご理解いただければと思っております。 補足でございました。
上村会長	今、補足していただいた分を、人事委員会勧告を各区がどういう形で受け止めたかということに関しては前回資料を配っていただいて、ご説明、まあ簡単なお説明があったかなと思うんですけども、区によって違うわけですね。人事委員会勧告に関しての取り入れ方というか。
政策経営部長	23区の特別区の人事委員会が勧告を出す対象というのはあくまでも私ども職員であります。皆さんがご審議をいただく区長、副区長、教育長、議員さんというのは、そもそも人事委員会の勧告の対象としていないところですので、人事委員会の勧告の対象は私ども一般職員というこ

	とになります。で、23区それぞれではありますけれども、基本的に人事委員会の勧告に基づいて組合との交渉、職員団体との交渉はありますけれども、基本的には勧告に基づいて条例改正をしております、23区とも。で、前回の資料としてお出ししてご説明申し上げたところは、そういう私ども職員に対する勧告ではあるけれども、ここを1つの参考として、参考の1つとして、対象外ではあるけれども、区長や副区長や教育長や議員さんの報酬を見直すときの参考の1つにしようというふうにしている区も何区かあるというご説明を申し上げたと、こういうことでございます。 ちょっと、わかりにくくて申し訳ございません。
上村会長	はい。 古川委員、お願いします。
古川委員	よくわかっていないので、ちょっとあれなんです、この人事委員会の勧告によらなくてもいい、特別職に関してはよらなくてもいいという理由は何なのでしょう。
政策経営部長	もう特別職に関しては、はっきり言いますと、全国で皆様方のような審議会という場を設けて、それぞれの自治体が設けてご意見を聞きながら自分のところで決めていいよと、こういうことになっています。もう、労働者という感じではないんですね。したがって、我々職員の給料を決めるのとは全く別。労使交渉を経ながらというような、民間の賃金の決め方と全く違う、職員とは全く違う。もうそこでぼんと決めていいよという話になっている。ただし、自治体の長だったり議員さんだったりということになりますので、いわばお手盛りのような形で、区長も条例改正の議案を議会に提案することができる。議員さんも、先ほどのみたいに、自分たちの報酬額を幾らにしようという議案を自分たちで審議することもできるわけですね。地方制度の仕組みとして、そうになっている。 したがって、先ほど資料4で見ていただいたような条例本則みたいなもの、もう区長自らが128万円じゃないよと。例えば、もう300万、私は300万円欲しいからといって、月額300万円の条例改正案を議会に提案することは可能なんですね。あとは議会のほうでそれを可決するか否決するかということになるだけの話ですので、議員さんもしかり、副区長も教育長もしかりと、こういう制度の仕組みになっています。ただ、それはどうなのということで、皆様方の中でいろいろとご審議をいただいて、ご意見をいただいて、それを踏まえてからじゃないと議案を出しちゃいけないよねというのが、法律上そこまで定まっているわけではな

	いんですけれども、もう昭和30年代から国の通達で、そういうふうに全国の地方公共団体はそういう仕組みで決めましょうねという通達で申し合わせがなっていると、そういうことでございます。わかりにくくて申し訳ございません。
古川委員	ありがとうございます。
上村会長	ありますか、朝日委員。
朝日委員	こういう議論をするに当たっての根拠が、まあこういう言い方をしてはあれかもしれませんが、ない、あまりないんですよ。根拠と言えるようなものがなくて、それはそれぞれの自治体で決めてください、皆さんで決めてくださいということだと思うんですけれども。 ただ、単純に今までほかの区の資料も見せていただいたら、もう人事委員会勧告のとおりに改定されているところが多くて、で、それをよりどころにするかどうかということ自体が本当は議論されるべきなんでしょうけれども、前回、それを、職責だとか何かそういったことで議論されてという経緯はあると思うんですよね。 そこは置いておくとする、この資料2のところの表でいうと、人事委員会勧告とあと名目賃金指数というような辺りの数字というのは、それぞれお給料としてどうかという議論は、いろいろ、労働の対価としてどうかとか、私もちょっと専門ではないし、わからないんですけれども、そういったいろいろな議論を踏まえてこの数字ということはあるかと思うんですけど、経済的に多分緑のところを書いていただいているように、物価というようなこともあって、ただ単に、そうすると、購買力という意味でのお金の価値が単純にどういうふうに目減りしているとか、増えているかという部分が入っていると。その部分に関しては一定の合理性はあるかなと。同じ考え方でいってもこれだけは上がるというようなところが人事委員会勧告のところには入っているかと思うので、その辺りの合理性はあるのかなと1つは思います。 ただ、そもそもの議論については、再三ご説明があったんですけど、政務活動費が大きなきっかけになって答申自体が受け入れられていないということなんですが、何かそこで議論されたことというのは非常に、あまり何かないのではないかと、そういった議論のよりどころになるところを議論していただいたことというのはなかなかないのではないかと考えていて、ほかの自治体でもしあったら教えていただきたいんですけど。としたら、ちょっと答申としては決定には条例の改定には生きなかったかもしれないけれども、そのときの議論自体は何らかの形でもうちょっと生かしてもいいのかなというふうに思いました。

政策経営部長	今、朝日委員のほうからお話がありましたけれども、私どもも前回のご議論をいただいていた中で、全て、1,700の自治体を全て調べ上げたわけではございませんけれども、少なくとも23区あるいは東京都内の市部あるいは町村、それから主な政令指定都市等の皆様と同じ立場での報酬等審議会での答申をいろいろと調べさせていただいたんですが、前回の皆様方からいただいたようなご議論あるいはご答申というようなものは、見つけることができませんでした。
朝日委員	全くと言っていいほど、ないんですか。
政策経営部長	全くと言っていいほど。はい。
上村会長	そこは非常にチャレンジャーな。
石渡委員	先ほど、今、説明がありましたけど、例えば首長が、俺は300万欲しいんだと、月額。それは、まあ議会で否決になればだめだけど、そういうことがいいということは、パフォーマンスもありということだよ、逆に言えばさ。まあ、ちょっと、27年のときにちょっとあったのかもわからないけど、パフォーマンスもありということは、こういう答申とかそういうのは関係なく言えるわけだよ。逆に言えば――あれ、都知事はどうなの。まあ、関係ねえといえれば関係ねえけど。
政策経営部長	基本的には同じ仕組みです。
石渡委員	同じでしょう。
政策経営部長	はい。ですので、今お話があったように、政治的なパフォーマンスで上げる――まあ、上げるのがパフォーマンスになるかどうかわかりませんが、どんと下げるということはあるのかもしれませんが。ただし、仕組みは同じでございますので、皆様方からいただいた答申がどうだったのか。その答申と比べて、本則をじゃあどういうふうに条例改正して、あるいはその部分、本則の部分でもういきなりパフォーマンスをやるのか。パフォーマンスと言ってしまえばちょっと怒られるかもしれませんが、そういうことをやるのか、あるいは私どもの区のように特例条例ということで、本則のほうは答申をそのまま適用させていただいて、条例改正をした上で、特例条例という形で任期の間だけ出すのかというのは、やり方としてはいろいろあるのかもしれませんが、物理的にはあり得る話です。

石渡委員	あるんだよね。
上村会長	及川委員。
及川委員	すみません。ちょっとグラフの読み方を教えていただきたいんですけど、前回なかった平成20年から22年のグラフなんですけど、多分これ、リーマンショックで大きく動いているのかなと推測したんですけど、名目賃金が107から101にぐっと落ちましたよね、21年ね。で、その間、区長さんの給料は、微減はしているもののそこまで落ちていなくて、その翌年に100まで落ちていますと。これはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。
総務課長	基本的にこの当時は人事委員会勧告を指標にしていたというところがございまして、で、人事委員会の勧告の算出の仕方というのは、先ほど政策経営部長からありましたとおり、民間のその当該年度の給与の状況等を踏まえた形で実態調査をしまして、それを現状の給与水準との比較をして官民較差を是正するという考え方で勧告を出すという形になりますので、その勧告を踏まえた答申を翌年の給与条例に反映させるという形ですので、そういう意味では1年遅れになってしまっているというのはあるかと思います。
及川委員	そうすると、22年の人事委員会勧告はそんなに高くないということでもいいですか。今の説明だとちょっと——わからなかったんですけど。
総務課長	プラス——ごめんなさい、説明が不足しておりました。3年に1回というようなところがございまして、その3年間の勧告の動きを累積して、そして、3年に一度反映させているというような状況がございましたので、その3年の部分を全部合計して単純に当てはめるというようなケースもありますし、そこを若干数字を丸めたりとか、状況に応じて少し上乘せをして意見をするというようなことは、各自治体においても単純な合計数ではなくて、若干の調整をして反映させているという状況がございしますので、ほかの自治体ですと2年に1回とか毎年やっているケースもございしますので、より直近の数字を当てはめているんですけど、千代田区の場合は3年に1回というところがあるので、その累積という形で反映をさせていただいたというような状況でございます。
上村会長	よろしいでしょうか。

及川委員	まあ、８割ぐらいは……
政策経営部長	現実的に人事委員会勧告が何年にはどんな感じで出たかというふうな資料のつくり方をすれば、当然のことながらこんな感じになっている。ただし、先ほど言ったように、そもそもが人事委員会勧告というものが民間給与実態から、まあ早くても１年遅れぐらいで来ているという、まあ仕組み上ですね。ので、追っかけ追っかけという、グラフにするとそんな感じになるというのは、我々職員がそういう感じでしょうかね。
及川委員	このグラフを見ると、１０年間でプラス・マイナス１％しか動いてないですね事実。ということは、あんまり何か反映されている感じがしないでもないです。
政策経営部長	そうですね。これにしちゃうと、そうだと思いますね。人事委員会勧告だけの表にすると、指数じゃなくて、３年間の指数じゃなくて、人事委員会勧告だけでやると、ええ、このときはものすごい動いていますね。確かにリーマンショックのときにはですね。 細かい話をしますと、このときには、通常、人事委員会勧告というのは１年に一遍しか出さないんですけれども、これは前倒しで２回出しているんですね。緊急的に下げると。 いずれにしても、ちょっとわかりにくい資料で、申し訳ございません。
上村会長	資料の２に関して、もうちょっとということはおありですか。あるいは資料の３－１から３－８までございますが、これに関して、何かもう少しこの数字の説明をしてほしいとか、そういうものがございましたら、今お出しをいただければと。
石渡委員	ちょっといいですか。先ほど特例条例による減額があるのは千代田区だけだというのがあって、３－１の②のところで、千代田区だけ。それは千代田区だけしかないと言っているけど、全然ないの、ほかの区は。
総務課長	かつては、やっぱり各自治体、各区においてさまざまな事情があって、財政が厳しい折には当然現状の千代田区と同じような特例条例を持っていたという時期もございます。ただ、その特例の期間が終わったことによって、どの区もそれで本則に戻っているという状況ですので、現状で残っているのは千代田区だけということで、今まで全くやっていなかったということではないです。

石渡委員	だけど、千代田は財政がいいんだからさ。まあ、これは報酬審議会と関係ないかわからないけど、何でそんな、千代田区だけでやっているんだろう。まあ、わからないけど。
総務課長	それについてのご説明はちょっと難しいのですが……
石渡委員	本人に聞かなきゃわからないの。
総務課長	ちょっとそこは本人に聞いていないからわかりませんが、政治姿勢を示すという意味では、今、現状は財政状況が良好であっても、必ずしもこれが未来永劫良好であるとは限らないので、引き締めてというような気持ちもあるのかもしれないと思います。ちょっと推測の話になってしまいすけれども。
石渡委員	ほかの区のほうが財政的には厳しいのにね。
総務課長	それはちょっと……
石渡委員	まあ、いいです。
上村会長	特例のほうは、平成22年度からこういう特例で動いてきているということでございますが。 ほかに。
朝日委員	3－1の①と②の千代田区の順位のところを見ると、特例があってもなくても3位しか変わらないんですけど、これは27年の改定をすっ飛ばしたために、すっ飛ばしていなければもうちょっと順位はいいという理解でいいんでしょうか。上がっていないということですね。
番委員	地域手当じゃないんですか。
朝日委員	あ、地域手当の部分が……
番委員	地域手当を廃止したので。
朝日委員	あ、その影響が大きいんですね。
番委員	ほかの区を見ますと、月額点では千代田区かなり高いほうですけ

	ど、地域手当をやめましたので、ほかのところは地域手当を足すと比較的レベルが高くなっているという、そういう問題じゃないですか。
朝日委員	なるほど。わかりました。ありがとうございます。
総務課長	はい。若干事務局から補足させていただきますと、ご指摘のとおり、地域手当を廃止して、その分は月額に当時の水準で乗せているというところでございます。ですので、それにプラスして、朝日委員ご指摘のとおり、1回分、答申を反映できてないというところが、もし従前と同じようなやり方で反映をして、ほかの区と同じように人事委員会勧告の反映をしていたとすれば、この間、人事委員会勧告としては微増でしたので、微増が3年分プラスされれば、若干順位は上がっていたかもしれないというような状況です。そこはちょっと仮定の話ですので実際のところはわかりませんが、そういうことはあり得るかと思います。 ただ、前回の答申そのものはそういうやり方ではなくて、部長級を100とした指数化をしたので微減ということではありましたが、減少ではなかったけれども。
朝日委員	ありがとうございます。
政策経営部長	推測でのご説明となってしまう、大変恐縮です。 先ほどの、私も聞いていないのでわかりませんが、特例条例をなぜまだ千代田区は続けているのかという話ですが、これも推測の域を出ないので恐縮ですが、先ほどの話に加えてもしあるとすれば、前回の審議会の皆様方の中でご議論いただいてご苦勞されてご議論いただいて答申をいただいたと。その答申をいただいて、そのまま条例本則の改正ということになれば、それに従って、じゃあ今期の特例条例をやるかやらないか、やるんだったらどうしようかという判断に当然なっていたんだろうと思います。 しかしながら、先ほどご説明申し上げた経緯で、本則のほうの改正はなかなか難しいという状況になったとするならば、答申をいただいておいて条例本則も変えないのに、任期がまた始まって、じゃあ給料幾らもらうのかといったときに、やはりそれはなかなか今まで特例条例で自分の任期限りという理由ですので、決めたところを、自動的に特例条例がもう失効しちゃって本則に行くというときに、それをそのまま適用するというのはなかなか難しいところがあったのだろう。そうすると、こういうような判断としては、今までの金額と同じ金額以外のものはとりようがなかったのかなというふうには推測します。したがって、同金額を特例条例で新たにかけたのではなかろうか。事務方の推測のお話で申し

	訳ないんですけれども。答申の改定を見送って特例条例も外れたら給料が増になりましたというのはなかなか言いにくいのです。
上村会長	細かい推測ですが、きっとそうであったのではないかと思われるようなご説明を、推測してご説明いただきました。 ということで、よろしいでしょうか。事情としては、経緯としては。
及川委員	ちょっと1点だけいいですか。さっき番さんが言われたように、給料の月額って、一番、区としては高いですね。それで、この地域手当の横棒という意味は、この手当をもう出さないということなんですか。それともこれはゼロという理解なんですか。それと、この地域手当の名目って、どういう中身なんでしょうか。
総務課長	これ、先月の審議会の中で、ちょっと細かい内容ですが、私たち職員の算出の仕方というのもちょっとお示しさせていただいたんですけれども、給料月額とは別に、地域手当、これは国家公務員を横引いている考え方なんですけれども、国家公務員は全国各地に勤務しているので、その物価なりの状況にあわせて地域ごとに手当が違うんですね。で、特別区、千代田区においては、基本的には国家公務員でいうところの最高の率が国家公務員では適用されている。それと同等の率が私たち職員には地域手当として出ているんですね。ただ、その職員と全く同じ組み立てである必要はないということで、特別職の給与に関してはもっとシンプルに算出できるほうがいいのではないかという、前々回ですか、ご議論がありまして、そのときに地域手当を廃止して、その分をもう、千代田区内の地域がもともと変わらないんだし、そういう考え方をもう月額のほうに含めてしまったらどうかという、そういう答申が出たという形でございます。
及川委員	すみません。説明を受けましたね、それ。 ということは、この概念はもう未来永劫出てこないよねということですよ。復活とか、そういうのはないと。
総務課長	千代田区においては、復活はまあないのではないかなとは思いますが、考え方としては、ほかの区と同様に、また横並びで戻すということも理論上は可能ですけれども、基本的にはこのまま行くのかなというような観測でございます。
石渡委員	答申が出たんだって。出しちゃったんだろう、こちらで。

政策経営部長	この審議会でご審議をいただいて……
石渡委員	ここで。
政策経営部長	そうです。そして、今説明したような……
石渡委員	全然わからないよ。
政策経営部長	わかりやすいほうがいいんじゃないのということで、合わせたと。ただし、そうすると単純に乗っけちゃうと今までもらっていたよりも額が上がっちゃうので、そこは最終的なところは見ましょうという……
石渡委員	余計わかりにくくなったじゃん。
政策経営部長	そのときの答申はそうだったのです。なので、またそれをもとに戻すようなご議論なり答申がない限りは、地域手当、ほかの区で出ていますけれども、千代田区としては今のところは出すつもりはないですという、そういうことでございます。
石渡委員	まあ、部長ぐらいはわかっているの。議員なんかはわからなかったんじゃないの。
政策経営部長	大分ご審議いただいている……
石渡委員	だから、わからないで、こうだから。
上村会長	よろしいでしょうか。その経緯に関して事情をご存じだった方に、ご説明をいただきました。 すみません。ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今回、議論をさせていただくのは、特別職の月額、給与の部分と、それから期末手当のところの額について議論をするということで、前回のよう非常に抜本的な議論——あれっ、あの意味は朝日委員が言ってくださったように、非常に意味がある議論をしたと。ほかにはないような、意味がある議論はしたんだけど、それが結果にはならなかったということで、金額が変わってこなかった月額と期末手当の金額をどうするかというところの議論をさせていただくということでよろしいんでしょうかということの確認をちょっとさせていただきたいんですけども、それでよろしゅうございますでしょうか。

	(「はい」の声あり)
上村会長	はい。 それでは、あと、すみません、退職手当というのは、議論の対象なのですかしら。
総務課長	はい。期末手当と同様、特別職にも退職手当がございますので、退職手当もこの審議会のご議論の対象ということでございます。
上村会長	それに関しては何か、すみません、説明がありましたかしら。
総務課長	はい。これも参考にちょっと職員の状況だけ若干ご説明させていただきますと、一般職員の退職手当につきましては、官民較差解消ということで、昨年の人事委員会勧告で勧告が出まして、若干支給率上限を下げてございます。定年退職等で49.55だったものが47.70になっていますし、普通退職の場合は41.25だったものが39.75ということで、若干、二月ほどですかね、二月弱ですか、下がっているという状況でございます。 それで、こういった一般職員の動きに対して、特別職について各区でも検討は始めているようでして、中央区では、区長、副区長、教育長の支給割合を0.1月分引き下げているようでございます。また、墨田区においては審議会で検討はしたんですけども、結果据え置きということで、この退職手当につきましても、各区でそれを、一般職員の状況をどう特別職に反映させるかというのは検討して、結論は各区それぞれというような状況でございます。
上村会長	これについても、じゃあ各区で見直しが検討され始めているということで、今回、皆さんにご議論をいただく方向ということでしょうか。
石渡委員	今日やらなきゃだめ。なるべく今日。
総務課長	いえ、今日ではなくても大丈夫でございます。
石渡委員	時間的にさ。
上村会長	今後のスケジュールという話。
石渡委員	そうですね。まだ次もあるの、これ。

総務課長	はい。皆様に日程調整をさせていただいているのは、8月分と9月分まで日程調整をさせていただいております。 で、目標としては、第4回の定例会、11月から12月にかけての定例会の中で条例改正のご提案をさせていただくようなスケジュール感で動いておりますので、それから逆算しますと、遅くとも10月には答申をいただきたいんですけれども、その9月の会でまとまるようであれば理想的なスケジュールというような感じでございます。 ただ、10月に入って、もう一回設定できるようで――皆さんの日程を改めて調整をさせていただいて10月に設定できるようであれば10月が最終回ということもあり得るかと思えますし、議論が進んで9月で結論が出るようであれば、それもあり得るのかなという、そんな状況でございます。
上村会長	番委員、お願いします。
番委員	今年の人事委員会勧告は、いつ頃出るんですか。もう出たんですか。
総務課長	例年10月ぐらいに出るということで、まあ……
番委員	出なくてもしょうがないですね。
総務課長	今までの例ですと、それを受けてぎりぎり出すパターンと、それは次回以降に反映させるということで、昨年に出た人事委員会勧告の状況までを反映させるというやり方をしている年もありました。
上村会長	はい。お願いします。
番委員	前の答申を眺めながら考えていたんですが、前回の答申には、非常に細かくきちっとやっていて、本当であればとれるところは、そこから引用といいますか、ここを利用できるものがあればしたらいいのになと思ってはいたんですが、ただ、議員さんの場合、どうしてもやっぱり政務活動費が別途あるというようなことだとか、それが出てきてしまって、前のときはそれがあったので、そちらに踏み込んで、そして全部だめになったということがあるので、これはもう難しいのかなと思っています、現実的に。今後、だから、また何か部長職を100としてというような考え方、あと年俸で考えると、そういうこともできる状況になったらやったほうがいいとは思いますが、遅くとも。 そうしますと、人事委員会勧告で、それをやはり空白の期間積み上げていってどうするのかと。あと、退職金についても、そういう勧告をど

	のように反映するかということになりますよね。だから、現実的にはそういうことで、この間、大分あいてしまったので、それをちゃんとやって、計算を出していただいて、どのぐらいになるのかなというのは見てみたいと思います。ただ、そうすると、いつも必ず128万ってどうしてと、そこに戻っちゃうんだけど、もうしょうがないので、そこから出発するしかないのかなと思っています。
上村会長	はい。ありがとうございます。 よろしいでしょうか。 じゃあ、朝日委員。
朝日委員	人事委員会勧告にという方針は異存ないです。私も前回の答申を見ていて、額の定め方のところについての議論が貴重な議論があったということで、細かい計算の仕方はやっぱり難しいところがあるんですけど、区民に対する透明性とか職務と責任という観点は今でも受け入れられる大事な観点かなというふうに思っていますので。透明性という観点から言うと、人事委員会勧告なんかはわかりやすくて、とてもいいと思うんですけども。 ただ、職務と責任という観点からいうと、先ほどの教育長の話がありまして、何か責務が変わっているというお話もありましたけれども、ほかの、前回の資料なんかを見ていると、教育長について反映させているところとさせてないところがあって、さすがに減っているところとかは1つぐらいしか見つからなくて、どちらかというが増えていているという形なんですけれども、何かその観点で少し見てみる必要はあるかなというふうに思いました。
上村会長	教育長に関しては、割と福祉系のものも教育長さんが千代田はお仕事をしてくださっていると伺っているんですが。
総務課長	はい。この制度改正に伴って従前の教育長に教育委員長の役割が追加されたという形で、それを各区ともどのように反映させるかというのは、なかなか、まだ悩んでいるところだろうと思われます。ですので、1つのやり方としては、教育委員と教育委員長の報酬の差というのが各区ともあるので、その差額を丸々新しい教育長に乗せているという形の区と、その半額に乗せているということと、まだ様子見で見送っているという、そんな状況かなと。半額というのも、もしかしたら様子見も兼ねてのことなのかもしれないんですけども、全額乗せるべきなのか、統合されたことによって効率化されている部分もあるでしょうから丸々じゃないという判断も、もしかしたらあるのかもしれないです。そこは各

	審議会においてご議論があったんだろうとは思われますけれども、結果としては全額乗せているところ、半額乗せているところ、まだ乗せていないところというようなところがあるようです。 で、千代田区固有の状況としましては、千代田区だけではないんですけど、ほかの自治体で言えば、子育て部門というのは福祉部門という形で、教育とはちょっと切り離して児童福祉は福祉部門が持っているのが通例なんですけれども、千代田区においては子どもをトータルに見ていこうということで、0から18歳までをトータルに見るために子育て部門を福祉から切り離して、教育委員会、子ども部の所管というふうにしているということです。教育長のスパンというのもほかの区に比べて若干広いということはあるかと思います。
番委員	それは――ちょっといいですか。今のスパンが広いというのは、新制度になってから広がったということでしょうか。
総務課長	そういう意味では、新制度以前から広がっておりますので、平成19年ですかね、組織改正をしまして、子どもの関係を教育委員会、子ども部に統合にしたという経緯がありますので、それを踏まえての教育長の給与の額だったとすれば、そこは度外視していいということになるかもしれないです。
番委員	教育委員長が担っていたもので、現実的に今の新しい制度で教育長の負担になった。責任とか――まあ、責任というのは見えない部分ももちろんあるのはわかりますけれども、現実的に何か負担になっているところ、委員会を開くとか主宰するとか、そういうのがあるのかもしれませんが、そういうのがちょっとわかると、責任は重くなっただろうというのはわかりますけれども、現実的に仕事はかなりこういうふうに変わったというようなことがあるのであれば、ちょっと教えていただければありがたいと思います。
総務課長	なかなか定量的な評価というのが難しい状況ではあるんですけども、やはり教育委員会を代表して、さまざまな会合であるとか会議体に出席していた事実がございますので、そこは当然新たな制度では教育長が出席をすると、ご挨拶をするというようなことがございます。さまざまな土日のイベントも含めて、学校行事を含めて、従前であれば教育委員長が出席、参加をされていたところを教育長がということは、理論上はあり得ると思います。その100%完全に上乘せかということ、多少手分けをしているということもあるのかもしれないですけども、確実に増えているんだらうなというところはわかるんですけど、ちょっと量的に

	何割増しとかというところと言えないところが心苦しいのですが、そういった状況でございます。
上村会長	古川委員。
古川委員	新制度になってからの教育委員会にはちょっと出ていないので、具体的なことはちょっとわかりかねるんですけども、確かに教育委員長――今ご説明がありましたけど――が教育委員会で何かあるときには、教育委員長がまず表に出ていたので、そこが教育長になってお仕事が増えた点というのは確かにあると思います。ただ、新しい新制度になったのが責任の所在を明らかにするというのが一番大きかったんじゃないかなと私は思うので。 それで、千代田区の場合は、今もご説明がありましたけど、0歳から18歳までの福祉の部分と教育の部分とまとめて、大きなくくりで教育委員会がありますので、区長と例えば議長とのお給料で言えばバランスとかも、私は教育長の責任が重くなったので、議長とのバランスも考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに感じています。
上村会長	はい。その辺、具体的にどう資料をお出しいただける可能性がありますかね。
総務課長	そうですね、ほかの区とかほかの自治体でやっている、新しい制度に移行したときの増額の仕方ですよ。そういったものを事例として整理をすることと、それを現状の千代田区の教育長に当てはめたときにどのぐらいの金額になるのかというシミュレーションはできるかと思います。その結果として、ほかの自治体に比べてどうなるか。あと、副区長と比較してどうなるか。今ご指摘がありました議長との兼ね合いはどうなるのかというようなことは、そのシミュレーションをすることによって見えてくるかなとは思っています。 ここはご議論いただくところではあるんですけども、副区長は行政全般、教育長は教育、千代田区の場合は子育ても含めてですけども、そういった部門、特定の部門というところで、そこに差がついてあるのは各区とも同様のようです。要するに副区長を超えるということはないようではあります。ただ、教育長と議長との兼ね合いがどうなっているのかというのは、ちょっとほかの区の状況とかも調べてみないとわからない状況ですので、そういったところは次回お示しできればと思います。
上村会長	はい。ほかの区との比較、今、議長との関係で考えていかなければと

	いう古川委員のご指摘があったんですけど、ほかに何かこういう資料があれば次回の議論で使いたいというものがございましたら、今挙げていただきますと。 次回が、先ほどお話があった８月の６日が今日の続きということで、具体的な数字を挙げる機会かと思います。その後の――そこで非常にスムーズに議論がされると、９月の３日にかなりまとまっていくということになるというお話でございましたので、今、何かこう、議論をするためにこういう資料が欲しいというものがございましたらお挙げをいただけますと、事務局にお願いができるんですが。
及川委員	もう少し何か具体的に、どのような仕事があるのか――この図の概念はわかるんですけど、今言われたようにどこかで挨拶するとか、何かこう、仕事の種類があると思うんですけど、その何か負荷の状況というか、どのくらいの時間をかけてというのがもしあればわかりやすいかなと思ったんですけども。
上村会長	何かそういう資料ご準備いただけますかね。
及川委員	あるのかないのかわかりませんが。
総務課長	はい。例示としてこういった会議体にとかということはお示しできるかと思うんですけども、それが量としてどのぐらいかというのがなかなかちょっとお示ししにくいという状況ではあります。
及川委員	時間は定量的に難しいですからね、例えば、１日８時間のような。
総務課長	そうですね。事務局でも、ある日の１日みたいな、教育長の１日みたいなものをつくれないうのかという検討はしてみたんですけども、なかなか、日によっても大きく違いますし、土日もちろん、１時間であっても、会議なりイベントが１時間であっても、そこへ土日出てくるというようなことの評価をどうするかというところもなかなか難しいというところで、なかなか定量的なちょっと資料がお示ししにくいという状況ではございます。
及川委員	じゃあ、結構ご本人の裁量というか、そういう形で仕事をされているわけですか。いわばこういう決まった仕事ということではなくて、ご本人が土日頑張ればそっちの仕事も多くなると、そういうイメージなんですか。

総務課長	代理出席で、どなたかに代理をお願いするというケースは当然あるか と思います。ですので、それをどの程度にするのかというのは裁量とい えば裁量なんでしょうけど、基本的には教育長に出席要請があるものにつ いては教育長という考え方で考えると、それなりの拘束時間はあると は思います。 ただ、それとは別に、日々は常勤の教育委員会事務局の長としての仕 事も当然ございますので、そこと特別職としてのさまざまな仕事という のを、どういうふうに全体像を示すのかというのが量的にはなかなか難 しいというところでございます。
及川委員	何か残業代みたいな感覚だとね、普通の民間だとあるので、やっぱり 時間を拘束されている分はやっぱり対価で払わないといけないんじゃない かなという気がしたんですけれども。
総務課長	そこは特別職ですので、勤務時間数が決まっているわけではないとい うところで、幾ら土日に、区長なんかは顕著ですけども、そこで出て いたとしても、それを勘案して増やす減らすというのはなかなか難しい のかなというところで、役割、責任というところでの1つの一定の額を 定めているのが現状というふうに考えて、その増減をどう見ていくか というのが今までやってきたというところでございます。
政策経営部長	あえて、あえて参考までに、ご参考になるかどうか分かりませんけど 申し上げますと、例えばイメージといたしまして、前の前の知事ですかな んかは、よく報道で出ていましたけど、週に数日しか都庁にいらっし ゃらないとかいうお話が報道で、本当かどうかは分かりませんがありま した。そういうことがじゃあ千代田区において、千代田区の特別職はど うかということが参考になるかどうか分からないですけども、今、総 務課長が申し上げましたとおり、区長にしても副区長にしても教育長に しても、私どもと同じように毎日、朝から出勤をし、夕方まで当然のご とく、びっちり仕事が入っています。さらに、特に顕著なのは、区長な んかは平日、土日、祝日を問わず年間通してさまざまな行事や会合に呼 ばれることがありますので、どちらかという、私の印象としては、と てもじゃないけどやり切れないぐらいの、休みがほとんどないぐらいの 状況——今の区長はですね——であるのは間違いない。 現在の副区長はそこまで、区長ほどびっしり土日まで入っているとい うほどではない。 一方、教育長に関しては、これは先ほど古川委員からもお話がありま したとおり、土日、祝日でも教育委員会としての長として、行事等があ れば当然のごとくそこは拘束はされますし、またさらに、さまざまな教

古川委員	育行政をやっていくに当たっての調整事を土日に持ってくるというのは、今の教育長は多分にあると。まあ、実態としてはですね。はい。 ちょっと参考になるかどうかわかりませんが、そんな感じでございます。 教育委員長も、非常勤ですがお忙しかったです。で、もちろん教育長は常勤で、今までの制度でお忙しかったですでしょうし、新制度になってもっとお仕事も増えたんだろうと思います。でも、実際どのくらいの量が増えたか、勤務時間が増えたとかというよりも、新制度になった、その目的の職責が大分重くなった点を私は重視したいというか、職責を担っていただきたい覚悟を持ってという思いを込めての部分が大きいです。 あと、ちょっと話は別で、先ほど教育長の月額を上げていく、じゃあ幾ら上げるのかというところで、教育委員長と教育委員の報酬の差額を乗せている区があるというお話だったんですが、何か千代田区は教育委員長と教育委員の月額報酬の差が結構あったような気がして、そのまま乗せると、ちょっとぐっと上がっちゃうのかなという気もしました。それはちょっと置いておいての話だったんですが、はい、ご参考までに。
上村会長	次回、その数字は出していただけるんですか。
総務課長	次回、他の自治体の事例を千代田区に当てはめた場合のシミュレーションをお示しするということですので、実際に古川委員ご指摘のとおり、千代田区においては委員長と委員の差額って6万2,000円あったんですね。ほかの区だと、5万円程度の差というようにところもありますので、そのまま全額乗せるのがいいのか、半額がいいのか、それ以外に何か考え方があるのかみたいなところの参考になるような資料は、ほかの区の実例としてお示しをしたいと思います。
上村会長	では、朝日委員。
朝日委員	労働の対価という考え方と、やっぱり激務であるということを考えて、それもあると思うんですけども、もう一つやっぱり職責と両方この場合には考えていけないと思うんですが、職責の場合として考えたときに、何か、要は、もし機能しなかったら影響がどれぐらいあるかとか、根拠としてどういう条例のもとでどういうふうに動いているのかというような辺りを、明らかにその辺りが関係してくるかと思うんですが、あと実態として、実態というか制度ですね、制度上、先ほどおっしゃったように、千代田区の場合には福祉の0歳からというのと連動してというふうに。で、何か前回の答申の中では、所管は教育に限定

	されているという、制度が変わった後も教育に限定されているというふうに書かれていて、どうしてかなと、今ちょっと思ったんですけど。まあ、それはそれとして、それぞれの特別職について、教育長ももちろんなんですが、千代田区として、ちょっと特別、ほかの自治体と違うというところ、運用しているところがありましたら、運用だとか制度ですね、ちょっと漠然としたあれで申し訳ないんですけども、ありましたら教えていただきたいです。
総務課長	恐らく前回の答申のところで教育に限定されているというのは、副区長が全般を見ているということの比較で、千代田区においての教育、子育ても含んでいる教育に限定されているという多分スパンの違いを議論するときにそういう言葉を使ったのかなと思います。従前から千代田区においては――従前といっても平成19年以降だと思えますけれども、子育てを含めた形で、トータルでやっている。で、ほかの自治体にもそれに近いような組織形態を持っているところもあるかと思われますので、そういったところがどのような教育長の給与実態なのかというのも、ちょっと調べてみたいと思います。
上村会長	石渡委員。
石渡委員	資料があるかどうか分からないんですが、首長とかそういう責任者の退職金。退職金の他区のそういうのがあれば。例えば、他区ではないと思うんだけど、普通にいくと、まあ民間だったら60とか65で退職して、どこか天下りではないけど、子会社へ行ったら、退職金はだんだん減るわけだよね、70、80になれば。だからそういうのは、首長とかそういうのは例外であるのかないのかというのが、資料で出るのか。 それから、清水さんがちょっと言った、区長は忙しい、首長は忙しいと言うけれど、それはやっぱり部課長とか出張所長というのがいるんだから、そちらに移行させればいいわけなんで、部下なんだから。だから、それはやっぱりね、まあ、僕とちょっと考えが違うんだけど、それは忙しいのは当たり前だよ、選挙に出たんだから。やっぱりそれはしょうがないと思うんだよね。まあ、これは関係ないけどさ。
総務課長	退職手当の他区の状況というのは調べてみたいと思います。で、それが、特例的に何かさらに減額する仕組みとかというものがあるのかないのかということも含めて、ちょっと、調べられる範囲で調べたいと思います。
石渡委員	普通の会社だったら、会社というか世の中で、民間で言えば、減らされているんですよ、だんだん。その辺はわかる範囲でいいです。

総務課長	はい。基本的には、その各任期ごとに何か増減というのは、ないのが通常なんですけど、実態においては。
石渡委員	そうですよ。
総務課長	そういった事例があるかないのか、ちょっと調べてみたいと思います。
石渡委員	すみません。
上村会長	はい。ほかに、ないですか。千代田区の特殊性があるものなどもお出しをいただければということですかと。よろしいですかね。 8月の6日まで、本日の議事録がどういう形でいただけるのかにもよると思うんですけども、資料としてお出しいただけるものは、議事録と別に、何かまた早めに送っていただくか何か、当日見て、なかなか議論しにくいところもひょっとするとあるかもしれませんので、無理のないところで、資料を追加で送っていただけるものがありましたら送っていただけるとありがたいと思います。 そんなところでよろしいでしょうか。
総務課長	はい。資料につきましては、本来であれば一式をそろえて事前にというところが理想だとは認識はしておるんですけども、なかなかちょっと8月の6日というちょっと期間が短いところでもございますので、できたものからちょっと送らせていただくような形で対応したいと存じます。
上村会長	そうですね。はい。 ほかに全体で何かご意見、ご議論とかございますでしょうか。よろしいですか。 （「なし」の声あり）
上村会長	それでは、そろそろ時間、4時ということで、本日の審議は終了をさせていただきます。 どうもありがとうございました。 ―― 了 ――